

私的録画補償金制度における製造業者の協力義務と特定機器該当性

知的財産高等裁判所 平成23年12月22日判決
平成23年(ネ)第10008号 東芝録画補償金事件（控訴審）
判例時報2145号75頁

村 井 麻 衣 子*

【要 旨】

本件は、私的録画補償金制度をめぐって、アナログチューナー非搭載の録画機器につき、製造・販売業者が補償金を支払う義務を負うかについて争われた事案である。主な争点は、①私的録画補償金制度において製造業者等に課された協力義務の法的性質と、②アナログチューナー非搭載機器が補償金制度の対象となる特定機器に該当するか否かである。一審判決は、特定機器該当性についてこれを肯定したが、協力義務については、法的強制力を伴わない抽象的な義務であるとした。これに対し、控訴審判決は、協力義務に違反した場合に損害賠償責任が生じうることを認めたが、特定機器該当性を否定した。

本稿では、各論点における両判決の判断を対比して検討し、背景事情として本件に影響を与えている著作権保護技術の発展・普及と私的録画補償金制度の関係についても言及する。

＜参照条文＞ 著作権法30条2項、104条の5、著作権法施行令1条2項3号

【事 実】

X（原告・控訴人）は、著作権者・実演家及

びレコード製作者のために、私的録音録画補償金のうち私的録画補償金を受ける権利を行使し、著作権者等の権利者に分配するとともに、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施する目的とする社団法人（平成23年4月1日一般社団法人へ移行）私的録画補償金管理協会（SARVH）であり、著作権法104条の2第1項に基づき、文化庁長官から同項2号の私的録画補償金を受ける団体として指定を受けた唯一の指定管理団体である。

Y（被告・被控訴人）は、電子機械器具製造業、計量器、医療機械器具その他機械器具の製造業等を目的とする株式会社東芝である。

Yの製造・販売するY各製品は、いずれもデジタルチューナーを搭載するのみで、アナログチューナーを搭載していないDVD録画機器である。Yは、Y各製品を、私的録画補償金相当額をその販売価格に上乗せすることなく販売し、Xに私的録画補償金相当額を支払わなかった。

そこで、Xが、Y各製品が著作権法30条2項、著作権法施行令1条2項3号にいう「特定機器」

* 筑波大学図書館情報メディア系 講師
Maiko MURAI

に該当し、著作権法104条の5に基づきYはXに対し私的録画補償金の支払い請求及びその受領に関し協力義務を負うとして、協力義務の履行としての補償金相当額又は同額の損害賠償の支払を求めたのが本件である。

原審の東京地裁（東京地裁平成22年12月27日判決（平成21（ワ）40387号）裁判所ウェブサイト）は、補償金の対象となる特定機器の該当性について、関連する規定にアナログデジタル変換処理が行われる場所的要素が規定されていないことから、「…特定機器に関する法30条2項及び施行令1条の各文言によれば、施行令1条2項3号の『アナログデジタル変換が行われた影像』とは、変換処理が行われる場所のいかんに関わらず、『アナログ信号をデジタル信号に変換する処理が行われた影像』を意味するものと解するのが相当である」との判断を示し、Y各製品が特定機器に該当すると認めた。

しかしながら、製造業者等に課せられている協力義務について、「法104条の5においては、特定機器の製造業者等において『しなければならない』ものとされる行為が、具体的に特定して規定されていないのであるから、同条の規定をもって、特定機器の製造業者等に対し、Xが主張するような具体的な行為（すなわち、特定機器の販売価格に私的録画補償金相当額を上乗せして出荷し、利用者から当該補償金を徴収して、Xに対し当該補償金相当額の金銭を納付すること（…「上乗せ徴収・納付」…））を行うべき法律上の義務を課したものと解することは困難というほかに、法的強制力を伴わない抽象的な義務としての協力義務を課したものにすぎないと解するのが相当である」と判示し、Xの請求を棄却した。

これに対し、Xが控訴したのが本件である。Xは追加主張として、上乗せ徴収・納付方式が

長年行われてきたことが「慣習」といえるものとなっており、Yは、補償金相当額の上乗せ徴収・納付をする条理上の作為義務を負っているのであるから、この作為義務違反に基づき、不法行為に基づく損害賠償責任を負うと主張した。

【判 旨】

控訴棄却。

1. 協力義務の法的意義

本判決は、製造業者等が負う協力義務の法的性質についての判断において、104条の5が、「特定機器の出荷価格に私的録画補償金相当額を上乗せして出荷し、利用者から当該補償金を徴収して、指定管理団体に対し当該補償金相当額の金銭を納付すること」（「上乗せ徴収・納付」方式）の態様による協力を主として念頭に置いて規定されたものと理解できるとしつつ、「本件訴訟で請求されているのはこの『上乗せ・納付方式』に基づくものであるが、法104条の5の協力義務として、他に例えば、①特定機器の製品パッケージに当該機器の購入者は指定管理団体へ補償金を支払う義務があることや、その金額及び支払先等を表示する方法、②特定機器の売り場において、製造業者等が自ら又は製造業者等から委託を受けた販売業者が、特定機器を購入する者から補償金を徴収する方法などが想定されるのであるから、Xが上乗せ額をYに請求することができる」とすべき根拠は、一義的にはないことになる」として、協力義務の履行としての補償金相当額の請求は理由がないとした。

しかし続けて以下のように述べて、協力義務違反に基づき損害賠償責任を負う場合があることを認め、協力義務を法的強制力を伴わない抽象的な義務に過ぎないとした原審の判断を覆した。

「…平成11年7月1日に私的録画に係る特定機器を定めた施行令1条2項が施行されて以来、Xによる私的録画補償金の徴収は前記『上乘せ徴収・納付』方式というべき方法…により行われてきたものであり、それ以外の方法で行われてきた事実は見当たらない。製造業者等に協力義務が課せられた趣旨を振り返るに、補償金制度のもとにおいて補償金を支払うのは特定機器を利用して私的録音・録画を行う者であるが（法30条2項）、この利用者は極めて多数に及び、かつ、日本全国に分布しているため、著作権者等の権利者が個々の録音録画の実態を把握して補償金請求権を行使すること、あるいは利用者が私的録音・録画の都度個々の権利者に対して補償金を支払うことは、現状においては困難である。そこで、法は、補償金制度の実効性を確保するため、補償金の請求・受領を指定管理団体において集中的に管理する制度を設け、特定機器を購入する者は、法104条の2第1項に定める指定管理団体から補償金の一括の支払として補償金の支払を請求された場合、その購入時に補償金を支払わなければならないとした（法104条の4第1項）。そして、特定機器の購入者と指定管理団体との間には直接の接点はないため、補償金の請求に際し購入行為を把握しうる立場にある第三者の協力が制度の実現に必要となるどころ、録音・録画機器の発達普及が私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらしていることから、録音・録画機器の提供を行っている製造業者等が、公平の観念上、権利者の報酬取得の実現について協力することが要請されていると考えられることなどとして、特定機器の製造業者等は、『補償金の支払の請求及びその受領に関し』協力しなければならないとされたものと解される…。

法104条の5が製造業者等の協力義務を法定し、また、指定管理団体が認可を受ける際には製造業者の意見を聴かなければならないと法

104条の6第3項で規定されている以上、上記のような実態の下で『上乘せ・納付方式』に協力しない事実関係があれば、その違反について損害賠償義務を負担すべき場合のあることは否定することができない。製造業者等が協力義務に違反したときに、指定管理団体（本件ではX）に対する直截の債務とはならないとしても、その違反に至った経緯や違反の態様によってはそれについて指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合も想定され、法104条の5違反ないし争点3（Yによる不法行為の成否）におけるX主張を前提とする請求が成り立つ可能性がある。」

2. 特定機器該当性

協力義務違反による損害賠償の可能性を肯定した上で、本判決は、特定機器該当性の判断に移って次のように述べた。

「そこで、本件においてこの義務違反があるか否かについて検討するに、当裁判所は、著作権法30条2項に基づき政令で録音・録画機器（特定機器）の範囲を定めるには、その当時利用されていた機器が対象とする録音・録画源と録音・録画規格を前提にし、当該録音・録画機器の普及の状況や利用実態が検討され、関係者の協議等に基づく合意の程度が勘案されてきたものであるところ、著作権法施行令1条2項に3号が追加された当時、録画源がアナログテレビ放送であることが念頭に置かれ、この録画源についてDVD録画が行われる機器を録画補償金の対象とする点で関係者の大方の合意が得られたことから、同号の追加が閣議決定されたものであると認定し、同号所定の『アナログデジタル変換によって行われた』影像を連続して固定する機能を有する機器との要件は、アナログ放送をデジタル変換して録画が行われることを規定したものであり、しかも、この変換は、DVD録画機器に搭載されるアナログチューナ

ーからのアナログ信号を対象にするものであるから、当該機器においてアナログチューナーを搭載しないDVD録画機器については、アナログデジタル変換が行われず、したがって3号該当性は否定されると判断するものである。したがって、Y製品は施行令1条2項3号に該当するものではなく、Yには法104条の5の義務違反ないし不法行為責任があると認めることはできないと判断する。」

さらに、その理由は、以下のとおりであるとして、(1) 施行令の経緯、(2) 解釈指針、(3) 「アナログデジタル変換が行われた」との要件、(4) 被控訴人製品への当てはめ、(5) 背景事情、(6) 著作権保護技術も含めた総合的検討、の各項目について論じている。

結論として本判決は、チューナーとしてデジタルチューナーのみを搭載する録画機器は、施行令1条2項3号所定の特定機器に該当せず、「上乘せ・納付」方式に従って補償金をXに支払わなかったとしても、104条の5所定の協力義務に違反するということはできないとして、Xの請求を棄却した。

【研究】

1. はじめに

1. 1 本件の背景

地上波テレビ放送は、2011年7月24日、アナログテレビ放送の終了とともにデジタル放送へ完全移行した。これにより、テレビ放送を主な録画源とする録画用機器にアナログチューナーを搭載することは不要となり、デジタルチューナーのみを搭載したアナログチューナー非搭載機器が製造・販売されることになる。本件は、このようなデジタル放送への移行の過程において、アナログチューナー非搭載の録画機器が、私的録画補償金制度の対象となるか否かにつ

き、私的録画補償金を受ける指定管理団体X (SARVH) と、録画機器メーカーY (東芝) の間で争われた事件の控訴審である。

アナログチューナー非搭載録画機器が私的録画補償金制度の対象となるかについては、本件訴訟が提起される以前から、XとYらメーカー側との間に対立があった。私的録音録画補償金制度が著作権法に導入されたのは1992年であり、その後2000年に本件で問題となったDVD録画機器が、さらに2009年にはブルーレイディスクレコーダーが、著作権法施行令の改正により補償金の対象とされた。2003年に開始された地上デジタル放送には、著作権保護方式として、1世代のコピーのみ可能な「コピー・ワンス」というコピー制御技術が2004年から施されていたが、利用者にとっては使い勝手が悪く¹⁾、9回のコピーと1回のムーブ（他の記録媒体への移動）が可能な「ダビング10」が、総務省の情報通信審議会にて提案され、情報通信審議会の情報通信政策部会・デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会での決定を経て、2008年から実施された。

メーカー側は、このような著作権保護技術が採用されており、コンテンツの利用を技術的にコントロールすることが可能な場合には、機器・記録媒体を補償金の対象とすべきではないと考えており、このことは、ダビング10の早期実施に向けた2008年の文部科学省と経済産業省との合意内容にも盛り込まれた²⁾。また、補償金の対象機器にブルーレイディスクレコーダーが追加された著作権法施行令の改正時における文化庁の施行通知（2009年5月）にも、今後アナログチューナーを搭載していないレコーダーについて、製造業者等の協力が十分に得られなくなるおそれがあるとの認識や、その際の政令の見直しの必要性が示唆されていた³⁾。しかし、X側が、2009年9月にアナログチューナー非搭載録画機器が補償金の対象となるか否かを文化

庁に照会したところ、文化庁著作権課は、補償金の対象であると回答した⁴⁾。結局、Y（東芝）やパナソニックがアナログチューナー非搭載機器について補償金の支払いを拒否し、これに対しXが訴訟を提起することにより、本件が争われることとなった⁵⁾。

1. 2 本件の概要

本件の主な争点は、①私的録画補償金制度において製造業者等に課された協力義務の法的性質（XがYに対し、協力義務の履行として補償金相当額の支払いを請求することができるか、又は協力義務違反の不法行為に基づく損害賠償として補償金相当額を請求することができるか）と、②アナログチューナー非搭載録画機器が補償金制度の対象となる特定機器に該当するか否かである。原判決は、特定機器該当性についてこれを肯定したが、協力義務については、法的強制力を伴わない抽象的な義務であるとした。これに対し、本判決は、協力義務に違反した場合に損害賠償責任が生じうることを認めたが、特定機器該当性を否定した。このため、一審と控訴審で各争点については全く逆の判断がなされたが、結論としてはいずれにおいてもXの請求が棄却された。

2. 製造業者の協力義務

私的録音録画補償金制度において、補償金を支払う義務を負うのは、特定機器を利用して私的録音・録画を行う者であるが（30条2項）、特定機器を購入する者は、指定管理団体から補償金の一括の支払として補償金の支払を請求された場合、その購入時に補償金を支払わなければならないとされ（104条の4第1項）、指定管理団体が特定機器を購入する者に対して補償金の支払を請求する場合、その製造業者及び輸入業者（製造業者等）は、補償金の請求及び受領に関して協力しなければならないとされている

（104条の5）。

本件では、この104条の5に定める協力義務に基づき、XがYに補償金相当額の支払いを求めることができるかが問題となった。

2. 1 学 説

私的録音・録画に関する補償金制度（報酬請求権制度）を導入している諸外国においては、製造業者等に直接的に補償金支払いの義務を課しているのに対し、日本では、製造業者等が補償金支払いの固有の義務を負うのではなく、協力義務を負うにとどまっている点に特徴がある⁶⁾。本件では、この協力義務が法的強制力を伴うものか否かが問題となった。

これまでの学説では、協力義務に法的強制力を認めるものと否定するものが存在した⁷⁾。

(1) 製造業者等に法的義務を肯定する（効力規定）説

私的録音録画補償金制度に関する検討を行い、補償金制度の導入が適当であるとする結論を取りまとめた著作権審議会第10小委員会の報告書においては、メーカー等の義務が履行されない場合、民事上の手続きにより協力の実現を求めることができるとの説明がなされていた⁸⁾。学説においても、①製造業者等が直接に補償金を支払う義務を負うと解する説⁹⁾や、一括支払制度を採用した法の趣旨・補償金制度の実効性の確保といった観点から、②製造業者等が協力義務違反をなした場合、補償金相当額を賠償する義務を負うとする説¹⁰⁾が唱えられていた。

(2) 製造業者等に法的義務を否定する（訓示規定）説

一方で、製造業者等に任意の協力を要求する訓示規定に過ぎないとする説もある。この場合、事実上事業者が拒否をしないという前提あるいは合意の上に成立しているとして、極めてもろ

いガラス細工のような制度であると評されている¹¹⁾。

2. 2 原判決の判断

製造業者等の協力義務を定める104条の5について、本件の原判決は、具体的な義務内容が規定されていないことを理由に、法的強制力を伴わない抽象的な義務に過ぎないとした。

しかし、協力義務に法的強制力が否定されるとなると、制度発足以来、上乘せ徴収・納付により運用されてきた私的録音録画補償金制度の実効性が失われかねない。特定機器該当性の如何に拘わらず、製造業者等が補償金を支払う義務が存在しないとするこの原判決の判断は、権利者にとって衝撃的なものであったのではないかと思われる¹²⁾。

法解釈の方法に対する批判もあり、広辞苑における「協力」の意味を参照する等に留まり、10年以上にわたる私的録画補償金制度の運用において大手電機メーカーが協力義務を履行してきた事実を尊重していない等といった批判が寄せられた¹³⁾。

2. 3 本判決の判断

一方で、本判決は、原判決と異なり、製造業者等が協力義務に違反したときに、指定管理団体(X)に対する直截の債務とはならないとしても、その違反に至った経緯や違反の態様によっては、指定管理団体が被った損害を賠償しなければならない場合があり得る旨を判示した。

本判決はまず、104条の5が定める協力義務について、立法段階で「上乘せ徴収・納付」方式が想定されていたとしながらも、法文上、そのことは一義的に明確ではないとする。そのことから、直接に補償金相当額を協力義務の履行として請求する主張については、これを退けている。

しかし続けて、制度発足以来、上乘せ徴収・

納付が行われてきた事実や、製造業者等に協力義務が課せられた趣旨のもとで、協力義務が法定され(104条の5)、指定管理団体が認可を受ける際には製造業者の意見を聴かなければならない旨定められている以上(104条の6第3項)、「上乘せ・納付方式」に協力しない事実関係があれば、その違反について損害賠償義務を負担すべき場合があると判示した。

これは、Xが控訴審においてなした、上乘せ徴収・納付方式という慣習に従う条理上の作為義務の追加主張に応えたものと指摘されており¹⁴⁾、協力義務が一定の場合に法的義務としての効力を持つことを認めた判示に対しては、概ね肯定的な評価が寄せられた¹⁵⁾。

ただし、協力義務に関する本判決の判断は、法文上の規定だけから導かれたものではなく、施行令1条2項が施行されて以来、上乘せ徴収・納付方式により私的録画補償金の徴収がなされてきたという実態を考慮した上で、「違反に至った経緯や違反の態様」によっては損害賠償責任が生じる可能性があるとして述べられていることから、結論としては協力義務に法的拘束力が存在しうることを肯定したものの、先に紹介した学説(製造業者等に法的義務を肯定する(効力規定)説)に比し、慎重な立場を示していると考えられる。

本判決の協力義務のとらえ方は、次の論点である特定機器該当性の判断に影響を与えており¹⁶⁾、いずれの論点においても、本判決は、私的録画補償金制度の実態に即した判断をなしたと考えられる。

3. 特定機器該当性

デジタル方式の録画機器で私的録画補償金の対象となるものは、政令で定められる特定機器・媒体である。本件では、アナログチューナーを搭載していないため機器内部においてアナログデジタル変換を行わないDVD録画機器が、

「光学的方法により…アナログデジタル変換が行われた影像を…連続して固定する機能を有する機器」(施行令1条2項3号)に該当するかどうか争われた。

3. 1 原判決の判断

原判決は、まず、私的録音録画補償金の対象となる具体的な機器の指定を政令への委任事項とした趣旨として、対象機器の明確化や適時性・迅速性をあげたうえで、特定機器の解釈にあたっては、政令の「文言に忠実な文理解釈」によるのが相当であるとする。そして、施行令1条や著作権法30条2項の文言においては、アナログデジタル変換が行われる場所について何ら規定されていないとして、特定機器に該当するためには、当該機器内でアナログデジタル変換が行われる必要はないとの解釈を示し、結論として、Y各製品は施行令1条2項3号の定める特定機器に該当するとした¹⁷⁾。

原審の解釈によれば、「光学的方法により…アナログデジタル変換が行われた影像」との要件は、コンピュータグラフィックス等、専らアナログデジタル変換が行われない影像を、デジタル方式で録画する機器(例として、コンピュータグラフィックスの影像を作成・記録するためのDVD録画機能を備えた画像処理用コンピュータが挙げられている¹⁸⁾)を対象から除外するための要件であるという帰結がもたらされることになる。放送局内の設備においてアナログデジタル変換処理が行われる他に、デジタルビデオカメラで撮影された影像も、デジタルビデオカメラ内でアナログデジタル変換処理が行われているとしているため、アナログ変換が全く行われないデジタル映像として構成されるコンピュータグラフィックス等のみが除かれるということになるからである¹⁹⁾。

なお、デジタル放送においては、著作権保護技術によって複製が制限され、私的録音録画補

償金制度が前提とした広範かつ大量に高品質の複製は行われないというYの主張に対しても、制度導入時にすでに著作権保護技術が存在していたことから、これと両立する制度として導入されたとし、Yの主張は立法論に過ぎない、あるいは法令解釈の枠を超えたものとして退けた。この他、関係者の合意ないしコンセンサスの不存在を根拠とする主張、購入者(消費者)が著作権保護技術による制限と私的録画補償金という「二重の負担」を負い、著作権者等は「二重の利得」を得ることとなるといったYの主張のいずれも、原判決の採用するところとはならなかった。

3. 2 本判決の判断

(1) 政令の限定的な解釈

政令の文言を形式的に解釈し、結論として特定機器該当性の広範な解釈を導いた原判決と異なり、本判決は、政令で対象機器の範囲が定められた経緯に目を向け、当時念頭に置かれていた録画源や、関係者の合意の程度を考慮して、アナログチューナー非搭載機器は特定機器に該当しないとの限定的な解釈を示した。このような限定的な解釈を導くにあたって、本判決は、政令の要件の不明確さや、製造業者等が本来の義務者でないことを指摘している。

1) 対象機器が追加されてきた経緯への着目と示された解釈指針

本判決は、まず、施行令による対象機器の追加指定が、録音・録画源、録音・録画機器、録音・録画媒体の実態に応じ、関係者の利害状況も踏まえて、製造業者の大方の合意が得られた範囲でなされてきたという経緯を確認した上で、補償金支払の範囲画定は極めて政策的な意味合いを持つということも指摘しつつ、「改正で追加された施行令の規定についての解釈では、改正に際して念頭に置かれた実態の範囲に即してされなければならないし、とりわけ、著

著作権法104条の5所定の協力義務違反を問われるべき前提としての特定機器該当性を考えるに際しては、「施行令の文言に多義性があるとするれば、厳格でなければならない」という解釈指針を示す。

2) 政令の要件の不明確性

「アナログデジタル変換が行われた」との要件について、本判決は、「[アナログデジタル変換]がどこで行われるのかにつき本件訴訟において当事者双方で先鋭に主張が対立しているように、客観的かつ一義的に明確であるということとはできない」と、その不明確性を指摘する。その理由について、本判決は、「…その都度の改正で、その当時の実態として録音録画補償金の対象として念頭に置くべき音源や放送波、そして商品化された録音・録画媒体や機器に応じて対処するにとどまり、あいまいな概念付けのまま改正が推移してきたからである」と述べている。

3) 協力義務との関係（本来の補償金支払い義務者でないことの考慮）

本判決は、「協力義務」の性質の判断において、協力義務内容が一義的に明確でないため、その違反により損害賠償義務を負うか否かの判断にあたっては、違反に至った経緯や違反の態様を考慮すべきことを示した。よって、協力義務違反を問われるべき前提としての特定機器該当性の判断においても、要件の文言に多義性があるとするれば、厳格でなければならないとしており、あくまで「本来の義務者ではない」製造業者等に協力義務違反を問う場合には、「厳格」な解釈が必要であり、「解釈し得る最小限の範囲で当てはめ」なければならないことを強調しているようにみえる。

また、本判決は、本来の義務者でないからこそ、新たな対象機器の追加指定の際には、機器製造業者の大方の合意が必要であったとしており、「関係者間の協議には妥協が伴うが、反面、

妥協ができていない録画態様には、録画補償金制度が適用されることはないということができて」とまで述べている。

4) 結論

このような考慮のもと、本判決は、特定機器該当性の判断の冒頭に示した結論において、政令で特定機器の範囲を定めるにあたって検討・勘案された①その当時の録音・録画源等を前提とした機器の普及の状況や利用実態、②関係者の協議等に基づく合意の程度に着目し、特定機器該当性の判断を行っている。これらの点について本判決は、施行令1条2項に3号が追加された当時、録画源としてアナログテレビ放送が念頭に置かれ、この録画源についてDVD録画が行われる機器を対象とする点で関係者の大方の合意が得られたことから同号が追加されたものであると認定して、当該機器においてアナログチューナーを搭載しないDVD録画機器は、同号該当性が否定されると判断した。

(2) アナログチューナーの有無を考慮すべき実質的な理由（著作権保護技術の考慮）

本判決はまた、アナログチューナー非搭載機器が除外されるべき実質的な理由として、アナログ放送とデジタル放送との間で、複製権侵害の態様において質的な差があることについて、以下のように言及している。

「まず、私的複製が容易となっていたことが、録画補償金制度が法定される大きな要因であったことからすると、著作権保護技術の有無・程度が録画補償金の適用範囲を画するに際して政策上大きな背景要素となることは否定することができない。[施行令1条2項]3号が制定された当時の放送の実態は、著作権保護技術を伴っていなかったアナログ放送からのDVD録画であった（すなわち、録画されたDVDは原則として枚数の制限も世代の制限もなく複製可能である。）。これに対し、デジタル放送の実態は、

デジタル技術の上に乗っているが故に、実効性があり強制力を伴う著作権保護技術が開発され取り入れられているというにある。デジタル放送からのデジタル録画においては、画質がほとんど劣化しないままに鮮明な画像を録画できるという意味では複製権侵害の程度が高いのかもしれないが、著作権保護技術により再複製を始めとする世代にわたる複製は一般視聴者にとって不可能となっている（可能であっても、法30条1項2号により私的複製として許される範囲外であることが多い。）点では複製権侵害の程度は低い。これに対し、アナログ放送からのデジタル録画が自由に再複製できるのであるが、双方の私的複製内容の対比は、一概に結論づけられるものではない。少なくとも、現在では、複製権侵害がネット配信の形態で技術的に困難を伴わずに行えることにもかんがみると、このような侵害行為が私的複製の範囲外であるにしても、アナログ放送のデジタル録画による複製権侵害の可能性の程度は深刻であり、この点で、デジタル放送録画との間には複製権侵害の態様において質的な差があるといえることができる」。

3. 3 検 討

(1) 原判決と本判決との比較

1) 「アナログデジタル変換」の解釈

原判決は、アナログデジタル変換に関し、それが機器の内部で行われるか外部で行われるかという場所的な限定はないとして、アナログ変換が全く行われないデジタル映像のみを除外する要件と解釈した。この解釈によれば、どこかでアナログデジタル変換が行われた映像を録画する場合は特定機器に該当するが、当初からデジタル信号であった映像を録画する場合は、特定機器に該当しないことになる。

確かに現段階においては、主な録画源であるテレビ放送においては、コンピュータグラフィックスのみで作成された番組はほとんどないと

考えられるが、将来的にその状態が変化した場合には、原判決の解釈が妥当しなくなる可能性もある。当初の信号がアナログ信号であったかデジタル信号であったかという、録画機器それ自体とは無関係な事情によって、特定機器の該当性が左右されるべきではないだろう²⁰⁾。そうすると、「アナログデジタル変換」は機器内部で行われる必要があるということになり、特定機器該当性を否定した本判決の結論が支持される。

ただし、原判決が指摘するように、施行令1条2項3号が、アナログチューナー非搭載機器を明確に除外するような規定にはなっていないことも事実である。しかし、そもそも補償金制度の対象となる特定機器が政令によって指定される趣旨が、時宜に応じた迅速な対応を可能とすることにあることに鑑みれば、政令の文言上、必ずしも明らかとはいえない事項は、本来、これを明確にする形で施行令を改正することにより解決されるべき問題であったと思われる²¹⁾。その意味でも、政令の改正による明確化を待たずに、解釈により対象機器を拡張した原判決の判断には、問題があるといえるのではないか。

2) 建前か実態か

特定機器該当性について、原判決が、忠実な文言解釈によるとしたうえで比較的形式的な解釈論を展開したのに対し、本判決は、政令が制定された背景にある実態的な事情を考慮して、限定的な解釈を導いた。評釈等においては、本判決を支持するものもあるが²²⁾、特定機器該当性の判断については、原判決を支持するものも多く、本判決を痛烈に批判するものも見受けられる²³⁾。

原判決のように文言や条文の構造に忠実な解釈は、私的録音録画補償金制度において、補償金を支払う義務を負う者が、あくまで特定機器を利用して私的録音・録画を行う者であると規定されている建前を前提とするならば、いった

ん政令が制定された後の解釈における、支払義務者である一般消費者にとっての明確性という観点から、支持されるべきということになるのかもしれない²⁴⁾。

しかし、私的録音録画補償金制度の意義は、個別に徴収することが困難な私的録音録画補償金を、機器・媒体購入時の一括支払いとするとところにある。利用者に支払義務が存在するのが建前としても、実態としては、機器・媒体毎に補償金支払い義務が発生し、それを機器・媒体業者が支払う仕組みになっている²⁵⁾。また、制度の導入や、特定機器・媒体の指定にあたっては、権利者側やメーカー側等の関係者の間で協議がなされ、合意がなされて初めて法制化されてきたという経緯がある。

そのような実態が、補償金制度の構造や協力義務の内容、特定機器を指定する規定の曖昧さに現れているとすれば、本判決は、その点を手掛かりとして、法的な判断に制度の実質を反映させたものと評価することができるように思われる。

3) 建前と実態との差異が生じた要因

私的録音録画補償金制度の設立・運用に際して、特に、製造業者等の関係者の合意が不可欠であった背景には、制度の目的が、広範かつ大量の私的録音・録画により害されている著作権者の利益の保護²⁶⁾、すなわち、権利者の逸失利益の補償にあるとされているものの、メーカー側が制度の導入に反対してきた理由に示されるように、私的録音・録画と権利者の経済的不利益との因果関係が必ずしも明らかとはいえない部分があったことによるように思われる^{27)、28)}。

結局、メーカー側が、市場開拓の遅れていたDAT（デジタル・オーディオ・テープ（レコーダー））に市民権を与え、投資を回収したいとの意識から、デジタル方式の録音・録画機器への課金に対象を限定することで合意に至り、補償金制度が導入されることになったとさ

れるが²⁹⁾、このように関係者の妥協により成立した制度であることにより、様々な問題がもたらされたのではないか。

すなわち、制度の枠組みとしては、ユーザーが録音・録画を行う著作物等が社会に存在することによって利益を得ている製造業者等に、利益還元（公正分配）の観点から、直接に補償金支払い義務を課すことも考えられるが³⁰⁾、現在の制度において、ユーザーが補償金を支払う義務を負い、メーカーが補償金の徴収に関する協力義務を負うという構造がとられた理由には、メーカーが著作権者の利益を損ねているという「メーカー悪者論」を一定程度回避する目的があったとされており、関係者の妥協の産物だったと考えられる³¹⁾。このことが、本件で争点となった協力義務の意義をめぐる問題や、原判決のように建前・文言を重視するか、本判決のように実態を重視するかという差異を生んだように思われる。

(2) 著作権保護技術との関連について

1) 著作権保護技術を勘案することの可否

本件の背景には、先に紹介したように、デジタル放送には著作権保護技術（ダビング10）が施されるのに加えて、補償金が課されるべきかという問題についての、権利者側とメーカー側との対立があった。

本件においてもYは、デジタル放送にダビング10という著作権保護技術が用いられていることにより、広範かつ大量・高品質の複製に対する著作権者等への代償措置としての私的録画補償金制度の趣旨が妥当しなくなったこと、消費者が著作権保護技術の対応コストと私的録画補償金という「二重の負担」を負い、著作権者等には「二重の利得」が認められることとなる、といった主張を展開した。

原判決は、これらの主張について、立法論に過ぎない、あるいは法令解釈の枠を超えている

等として退けた。本判決も、デジタル放送とアナログ放送の質的な差について言及しているが、直接にそれを理由として特定機器該当性を否定しているわけではない。

一切のコピーを禁止する著作権保護技術が用いられている場合は別として、コピーが一定の制限を受けている場合でも、私的複製が行われうる以上は、補償金を支払うべき理論的な基礎が失われるとはいえない。よって、複製を制限する技術的保護手段が用いられていることをもって、特定機器該当性を否定することはできないだろう³²⁾。

2) 私的録音録画補償金制度の今後

このように、特定機器該当性の解釈に著作権保護技術の問題を直接読み込むことは難しいと考えられるが、本件の核心的な問題は、著作権保護技術が発展し、私的な領域でなされる複製を権利者がある程度コントロールすることが可能となりつつある状況における、私的録音録画補償金制度のあり方そのものの問題であったと思われる。

私的録音録画補償金制度は、そもそも、録音・録画機器等の普及により、家庭内等の私的な領域で大量の録音・録画が行われるようになった時代において、権利者に与える影響が大きくなったことへの対策として導入されたものである。個別の録音・録画行為に権利行使することは事実上不可能であった状況において、録音・録画の機器や媒体の製造業者等から補償金を徴収することにより、ある程度録音・録画の利用に応じた対価を権利者に還流させることを可能とするところに、制度の合理性があった。

しかし、最近では、音楽や映像の配信事業のように、著作権保護技術と契約の組み合わせ等により、権利者は録音・録画の対価を確保できるようになりつつある。技術の進展により私的録音・録画の実情の捕捉が可能となれば、私的録音録画補償金制度が維持されるべき合理性

は、もはや失われるということになる。私的録音録画補償金制度をめぐっては、iPodなどの携帯音楽プレーヤー等の普及に伴い、対象機器の拡大が検討されてきたが、ハードディスク内蔵型録音機器や汎用機器の指定は見送られ³³⁾、著作権保護技術の発展・普及による、制度の縮小・廃止論も取り沙汰されてきた³⁴⁾。

本判決の判断も、補償金制度をめぐる環境が変化し、制度の合理性が失われつつあるなかで、これまでの関係者の合意の前提条件が崩れてきていること、そして制度を維持するのであれば、関係者間で新たな合意が必要であることを示唆しているのではないか。本件に象徴されるように、技術的保護手段と補償金との両方を課すことには、少なくともメーカー側のコンセンサスが得られなくなってきたと考えられる。私的な録音・録画からの対価還流手段として、技術的保護手段と契約の組み合わせを活用していくのか³⁵⁾、あるいは、技術的保護手段による制限をかけずに補償金制度の維持を図るのか³⁶⁾、という選択が必要になってくるかもしれない。

なお、補償金制度を維持するのであれば、制度の理論的な位置づけを明確にするとともに³⁷⁾、運用上の様々な課題が解決されることが望ましいと考える。例えば、購入者が補償金を支払うという建前になっているにも拘わらず、制度に対する消費者の認知度が低いことは、見直しの議論等においてもしばしば指摘されている。制度発足時の議論においても、本来なら消費者が直接補償金を支払うことが望ましく、少なくとも、機器等に補償金の課金額を表示する必要があるとの消費者側の意見が述べられていた³⁸⁾。また、補償金の分配業務を文化庁長官が指定した指定管理団体が担うことについては、権利者に指定団体を選択する自由がなく、指定管理団体にとっては、管理手数料を下げても分配額を多くするインセンティブがないとして、競争原理の働かないシステムとなっていることを批判す

る見解もある³⁹⁾。

以上のように、議論は収束していないところ、本件の争点は、協力義務の程度や性質というよりは、何をもって特定機器に該当するのかという点に存するように思われる。そうだとすると、この点を決着済みとする原判決よりは、本判決のように、特定機器該当性を否定することで、この問題は未だ決着していないということを鮮明にし、関係者間のさらなる調整を促す方策のほうが、大きな視点で見れば、事態適的な解釈といえるのではないだろうか。今後の行方が注目される⁴⁰⁾。

注 記

- 1) コピー・ワンスのもとでは、オリジナルを残したまま他のデジタル録画機器にコピーすることはできず、移動（ムーブ）のみが可能であるため、ムーブを行うとオリジナルのバックアップを保持することが困難であったり、ムーブが失敗するとオリジナルとムーブ途中の双方が使用不能になるといった不都合があった（寺本邦仁子「いわゆる『コピーワンス』ルールの見直し－コピー可能回数を10回に（情報通信審議会答申）－」コピーライト558号（2007年）21頁）。
- 2) 一般社団法人電子情報技術産業協会「著作権法施行令の一部を改正する政令案への意見」〈<http://home.jeita.or.jp/lip/coment.pdf>（参照日：2012.8.15）〉において、情報公開請求に基づき開示された合意内容が提示されている。
- 3) 一般社団法人電子情報技術産業協会「著作権法施行令の施行に際して」〈<http://www.jeita.or.jp/cgi-bin/topics/detail.cgi?n=1615>（参照日：2012.8.15）〉、文化庁「著作権法施行令等の一部改正について（通知）」〈<http://www.jeita.or.jp/japanese/file/090522.pdf>（参照日：2012.8.15）〉参照。JEITA（現在の一般社団法人電子情報技術産業協会）の意見を受けたとされる文化庁の施行通知において、「もとより、アナログチューナーを搭載していないレコーダー等が出荷される場合、及びアナログ放送が終了する平成23年7月24日以降においては、関係者の意見の相違が顕在化し、私的録画補償金の支払の請求及び

その受領に関する製造業者等の協力が十分に得られなくなるおそれがある。両省〔文部科学省及び経済産業省〕は、このような現行の補償金制度が有する課題を十分に認識しており、今回の政令の制定に当たっても、今後、関係者の意見の相違が顕在化する場合には、その取扱について検討し、政令の見直しを含む必要な措置を適切に講ずることとしている」との記載がなされていた。なお、この通知については本判決も言及している。

- 4) 一般社団法人電子情報技術産業協会「アナログチューナー非搭載DVD録画機器を私的録画補償金の対象機器とする件について」〈<http://www.jeita.or.jp/cgi-bin/topics/detail.cgi?n=1702>（参照日：2012.8.15）〉
- 5) 本件の背景事情について、詳しくは、茶園成樹「Compensation System for Private Sound and Visual Recording under the Japanese Copyright Act」AIPPI Journal, November 2011, 298-302頁等参照。
- 6) 加戸守行『著作権法逐条講義』（5訂新版・著作権情報センター）612頁、田村善之『著作権法概説』（第2版・有斐閣・2003年）135-136頁、半田正夫=松田政行・編著『著作権法コンメンタール3』（勁草書房・2009年）329頁〔山岸洋〕等。海外の状況について、私的録画補償金管理協会=私的録音補償金管理協会・編『私的録音・録画と著作権に関する海外調査報告』（著作権情報センター・2007年）、榎野睦子「欧州における私的複製課徴金制度をめぐる現状」コピーライト608号25頁以下等、日本での制度導入時に主に参照された西ドイツ（当時）の制度の紹介として、半田正夫「私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音－西独著作権法五三条五項制定の経緯－」北大法学論集17巻2号（1966年）87頁以下等参照。
- 7) 学説の整理について、柿沼太一〔本件判批（一審）〕知財ふりずむ9巻105号（2011年）46-47頁等参照。
- 8) 著作権審議会『著作権審議会第10小委員会（私的録音・録画関係）報告書（平成3年12月）』（著作権法百年史編集委員会『著作権法百年史（資料編）』所収646頁）。加戸・前掲注6）612頁も同旨。
- 9) 半田正夫『著作権法概説』（第14版・法学書院・2009年）280頁は、製造業者等の協力義務を定め

る104条の5により、「指定管理団体は機器・記録媒体の製造業者または輸入業者に対し直接補償金請求権を行使することができる法的根拠を得ることになったと言うことができる」と述べる。なお、齊藤博『著作権法』（第3版・有斐閣・2007年）234頁は、「…我が国の製造者等も、協力義務というよりは、その意識の中では、他の法制下での製造者等と同じく、固有の支払義務を負っているようにも見受けられる」と述べている。

- 10) 田村・前掲注6) 137-138頁、金井重彦=小倉秀夫『著作権法コンメンタル（下巻）』（東京布井出版・2002年）171頁 [小松洋一郎]、半田=松田・前掲注6) 329頁 [山岸洋]。さらに、田村・前掲注6) 138頁は、将来の協力を確保するために、間接強制をかけ（民事執行法172条）、その場合の強制金の額を補償金の額以上とすることにより、製造業者に補償金の支払い義務があるかのように扱うことができると提案している。
- 11) 中山信弘『著作権法』（有斐閣・2007年）249頁。間接侵害は別論として、違反に対するサンクションはないとしており、訓示規定とする説と解されている。
- 12) 岡邦俊 [本件判批（一審）] JCAジャーナル58巻2号（2011年）66頁は、原判決について、メーカーの「協力義務」は法的義務ではないとして請求をすべて棄却するという、権利者側にとって衝撃的なものと評している。
- 13) 長沢幸男 [本件判批（一審）] コピライト599号（2011年）36-37頁。小泉直樹 [本件判批（一審）] ジュリスト1421号（2011年）41頁は、他の法令における「協力義務」文言との比較による解釈がなされなかったことを批判する。本山雅弘 [本件判批（一審）] 新・判例解説Watch 2012年4月号（法学セミナー増刊・速報判例解説Vol.10）256頁は、必ずしも原判決に否定的な立場を示していないものの、協力義務の法的強制力を否定し補償金制度の実効性を失わせることは、制度創設時の問題意識でもあった、ベルヌ条約9条2項にいう「著作者の正当な利益を不当に害しない」という国際的保護水準との抵触懸念を拡大させると述べている。

一方、杉江武「私的録画補償金に関する最近の争点」ビジネスロー・ジャーナル52号（2011年）112頁は、原判決と同様、法的強制力を伴わない

抽象的義務と考えるべきとする。水谷直樹 [本件判批（一審）] 発明108巻3号（2011年）35頁は、一審判決の判示内容は、本事件の争点の判断として十分な説得力を有していると述べている。

- 14) 小泉直樹 [本件判批（控訴審）] Law & Technology 55号（2012年）39頁は、判決が追加主張に応えたと推察している。駒田泰土 [本件判批（控訴審）] ジュリスト臨時増刊 1440号（平成23年度重要判例解説・2012年）286頁も、条理上の作為義務を肯定した判断と評価している。
- 15) 駒田・前掲注14) 286頁、田中豊 [本件判批（控訴審）] コピライト613号（2012年）62頁。小泉・前掲注14) 39-40頁も、制度創設時の審議等において民事上の権利実現が可能であると明言されていることと、学説上も法的効果を認めるものが大勢といえることから、正当な判断であると述べている。
- 16) 田中・前掲注15) 62頁は、Xの請求を棄却するためには特定機器該当性を否定すれば足りることから、協力義務に関する判示は傍論であるとし、あえてこの点について判決が判断を示した理由として、①協力義務が法的義務であるかは重要な法律問題であるが、東京地裁の判断が誤っているので、知財高裁としての判断を示した、②主論である特定機器該当性の結論を導くにあたって、協力義務の判断が一定の影響を及ぼすと考えた（協力義務を法的義務と解する以上、特定機器該当性についての解釈適用は厳格でなければならない）ということも挙げている。
- 17) 本件の発端は、アナログチューナー非搭載機器が対象機器に該当しないとしてYが補償金の支払いを拒否したところであり、協力義務の争点においてXの請求が棄却されたものの、特定機器該当性を肯定した原判決の判示は、控訴審判決が出される前の段階においては、製造業者等に事実上与える影響も注目されていた（吉田大輔 [本件判批（一審）] 出版ニュース2234号19頁、後藤未来 [本件判批（一審）] ビジネス法務11巻4号（2011年）10頁等）。
- 18) 原判決が例として挙げるようなコンピュータについては、そもそも汎用機器であるため、「アナログデジタル変換」の問題と無関係に、特定機器には該当しないとの指摘がある（茶園・前掲注5) 319頁注32）。
- 19) ただし、このような解釈について、原判決自身、

「証拠上明らかでないものの」と前置きをした上で、「[コンピュータグラフィックス映像の録画機器などを] 除外する趣旨であったとも考え得るところであり」とやや曖昧な言い方に留めている。

なお、本判決は、番組編成作業あるいはその前段階の作業におけるアナログデジタル変換まで含めるとすると、「デジタル方式の録画の機能を有する機器」を特定する内容として限定がないに等しく、あまりにも不明確となってしまう、「アナログデジタル変換が行われた」との要件を付して法の規定から絞り込んだ意義が失われてしまうと述べている。潮見・後掲注22) 38頁も、どこかの段階でアナログデジタル変換が行われたかを問わないとすると、ほとんど限定機能をもたない要件となると批判している。

- 20) 茶園・前掲注5) 311頁
- 21) アナログチューナー非搭載DVD録画機器を補償金の対象とするかどうかは、補償金制度の見直しを通じて決定されるべきとする、茶園・前掲注5) 312頁参照。先に紹介したように、アナログチューナー非搭載機器の特定機器該当性については、本件訴訟が提起される以前から、当事者間で疑義が生じていた。文化庁も、この問題について、政令の見直しの必要性を認識していたと考えられる(前掲注3) 参照)。
- 22) 潮見佳男 [本件判批 (控訴審)] NBL974号 (2012年) 35頁は、政令の解釈にあたっては、①政令への委任をした法律の意味内容を考慮に入れた解釈が要請されるとともに、②当該政策的判断に至った諸事情 (審議会での議論、背景事情等) を考慮に入れて、政令文言の意味を解釈する必要があるとして、特定機器該当性に関する本判決の判断手法は、高く評価すべきとする。他方で、原判決やXの主張は、政令文言の文理解釈 (字句解釈) にあまりにも拘泥したものであり、その手法はそもそも法律の解釈や契約の解釈においてすら今日受け入れられるものではないと厳しく批判している。駒田・前掲注14) 286頁も、対象機器・媒体が政令によりその都度指定される構造になっている以上、改正時に形成された合意の範囲を問題とした本判決は、その結論がもたらす衝撃の大きさはともかくとしつつ、穏当な解釈論であると評価している。また、杉江・前掲注13) 112頁は、機器外部でのアナログデジ

タル変換も含まれるとする原判決の文理解釈は、必ずしも明確でなく、疑問が残るとしている。

- 23) 田中・前掲注15) 63-65頁は、施行令1条2項3号の解釈にあたっては、文言に忠実かつ正確に従った解釈論によるのが正しいとして、本判決における、①実態に即した判断、②施行令の文言の多義性を理由とする厳格な解釈、という解釈方法論は問題が大きいとし、そのような解釈方法論に依拠した施行令の解釈と適用は誤りというほかないとしている。小泉・前掲注13) 44頁も、「アナログデジタル変換」の場所的限定を前提としていないとみる原判決が素直な解釈であり、本判決が示した施行令の解釈は、政令の解釈として許容される範囲を逸脱しているのではないかと述べる。
- 24) 支払義務者である一般消費者への明確化という観点が重視されるべきであるとする、小泉・前掲注14) 44頁。
- 25) 田村・前掲注6) 136頁参照
- 26) 著作権審議会・前掲注8) 647頁参照
- 27) 例えば、タイムシフト録画・プレイスシフト録音や、貸与権によりすでに一定の対価が支払われているレンタルCDからの録音等は、権利者に与える経済的不利益はないまたは少ないと考えられる (作花文雄『詳解著作権法』(第4版・ぎょうせい・2010年) 785頁)。ただし、レンタルCDについては、貸与使用料の中に私的録音の対価が含まれていないとの主張がある (文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会『文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理 (平成19年10月12日)』 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/rokuon_chuukan_1910.pdf (参照日: 2012.8.15)> 102頁)。
- 28) 補償金制度は、その性質からして、個別の著作物の利用に応じて厳密に補償金を徴収・配分することは不可能である。このことから、必然的に税制的・公共的な性質を持たざるを得ない (中山信弘『マルチメディアと著作権』(岩波書店・1996年) 161-166頁, 作花・前掲注27) 785-786頁。補償金の2割以内の額を支出する共通目的事業の位置づけについて、田村・前掲注6) 140頁参照)。
- 29) 京俊介『著作権法改正の政治学 戦略的相互作用と政策帰結』(木鐸社・2011年) 169-183頁
- 30) 作花・前掲注27) 784-785頁, 田村・前掲注6)

- 138頁参照。なお、阿部浩二「私的録音録画補償金制度における製造者等の役割」コピライト447号(1998年)14-18頁は、西ドイツのような「メーカー悪者論」という対立関係をとらず、現行法の下では、メーカーはあくまで補償金徴収の協力を行うに留まるということを強調しているが、104条の5の背景にある考えが、「甘い汁を吸う者は苦い汁も吸え」という報償責任論であるとしている。
- 31) 京・前掲注29) 182-183頁参照
- 32) 茶園・前掲注5) 310頁。もっとも、可能な私的複製がわずかなものに止まるならば、機器を補償金の対象としない、あるいは補償金の額を少なくすることが妥当であることがあり得ると指摘されている。
- 33) 私的録音録画補償金制度の見直しの政策形成過程の分析として、京・前掲注29) 203-224頁参照。DATの問題が存在した制度導入時と異なり、機器メーカーにとって、すでに十分売れているiPad等の録音・録画機器に補償金が課されることは、損失を生み出すだけであったと指摘されている。
- 34) 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会報告書(平成21年1月)』<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2101.pdf (参照日:2012.8.15)>129-181頁、茶園成樹「著作権法の最近の諸問題-権利制限に関する3つの問題」ジュリスト1326号(2007年)62-63頁、作花・前掲注27) 781-784頁等。平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において私的録音録画補償金制度の抜本的見直しが提言されたことを受け、同分科会に設置された私的録音録画小委員会で審議が行われ、平成19年10月には私的録音録画小委員会中間整理がまとめられた。その後、著作権保護技術と補償金制度の関係を踏まえ、関係者の合意を形成を目指して提出された3つの事務局提案の中には、補償金制度の廃止・縮小論も盛り込まれていたが、関係者間の意見の隔たりが大きく、一定の方向性を得ることができないままに終わった。
- 35) 中山信弘『『損せぬ人にもうけなし』、著作権は開発の壁でいいのか(インタビュー)』日経エレクトロニクス2009年2月9日号26頁は、「本来は法律による保護を求めるのではなく、自らに利益をもたらす有利な契約をメディア企業と結べるよう、著作権側が団結して行動を起こすべき」であり、私的録音録画補償金制度については、利用者側での複製の状況を把握し、課金する仕組みが整いつつあるなか、「機器メーカーに責任を問う理由はいずれなくなり、補償金は消えていく運命」と述べている。
- 36) ニコニコ動画で生放送された番組における視聴者へのアンケート(補償金制度とDRM、これからどうすれば?)では、現状のまま2.5%、補償金廃止DRM残す16.6%、DRM廃止補償金残す80.9%との結果が出たと紹介されている(駒沢公園行政書士事務所日記「SARVH対東芝私的録画補償金事件」<<http://ootsuka.livedoor.biz/archives/52139676.html> (参照日:2012.8.15)>、ニコニコニュース「あなたも知らないうちに負担している?『私的録画補償金』とは」<<http://news.nicovideo.jp/watch/nw26351> (参照日:2012.8.15)>)。インターネット先進ユーザーの会「『ダビング10と私的録音録画補償金に関するアンケート』調査報告(概要)」<<http://miau.jp/20080611/dubbing10-release-20080611.pdf>>も参照。
- 37) 先に述べたように、利益還元(公正分配)の観点から、製造業者等に直接に補償金支払い義務を課す理論構成も考えられる。また、作花・前掲注27) 786頁は、仮に技術的保護手段の発展の下においても補償金制度を発展させていくのであれば、制度における公益性や公共性を世に問えるか否かが、制度展開にあたっての政策課題となると述べている(前掲注28)も参照)。ただし、北欧諸国などで採用されている税方式は、日本人の意識になじまず、理論的にも著作権制度上は採用できないとの意見もある(石本美由起=加戸守行=斉藤博=関裕行=松下直子「座談会 私的録音・録画と報酬請求権」ジュリスト1023号(1993年)41頁[加戸守行発言])。
- 38) 石本他・前掲注37) 45頁[松下直子(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)発言]。上野達弘「国際社会における日本の著作権法-クリエイタ指向アプローチの可能性-」コピライト613号(2012年)21-22頁は、外国での機器購入時に補償金額がレシートに記載されている例を挙げ(ただし、メーカー直販の例と思われる)、購入者が支払義務を負う日本法のもとでは、むしろこのような徴収方法が馴染むのではないかとす

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

る。購入時に消費者が直接補償金を支払う方法は、製造業者等の一括支払いに比べ、権利処理コストは嵩むと考えられるが、消費者の補償金に対する認識が高まることにより世論を喚起し、制度に利用者の意向を反映させる誘因となりうるメリットが考えられる。

- 39) 山本隆司「存続の基盤すでに失う一創作促進効果薄い、自由な利用抑える弊害も（私的録音補

償を問う・下)」日本経済新聞2005年8月10日朝刊25面

- 40) 駒田・前掲注14) 286頁は、本判決が、補償金制度の縮小路線に推進力を与える内容であると評している。

(原稿受領日 2012年8月15日)

